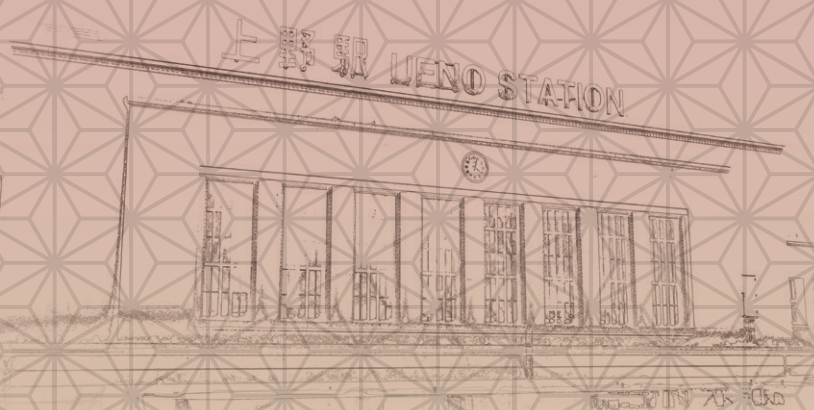


台東区

都市計画マスタープラン (概要版)



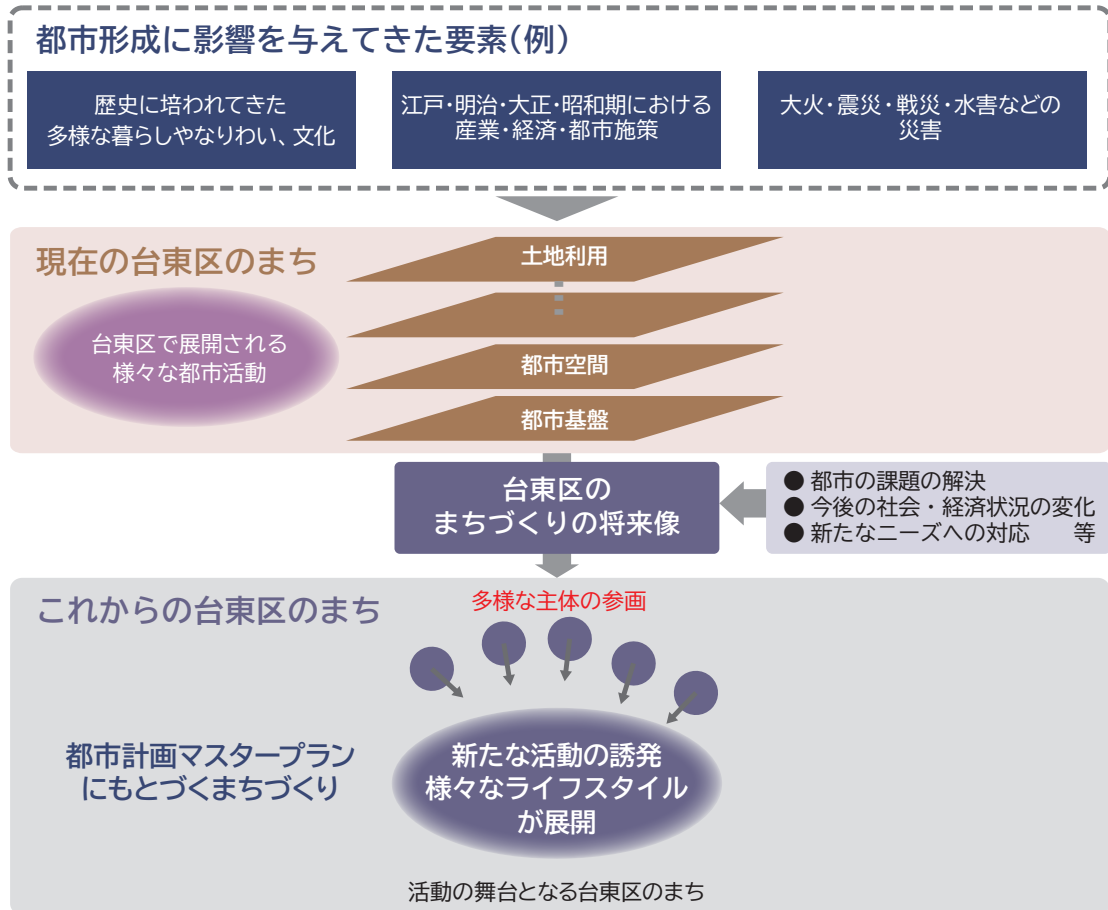
平成 31 年 3 月
台東区



台東区都市計画マスタープランとは

1 策定の背景と目的

様々な状況の変化や時代のニーズ、課題等に対応し、長期的な視点で区のまちづくりの将来像とその実現に向けた大きな道筋を明確にするため、新たな都市計画マスタープラン（本マスタープラン）を策定しました。



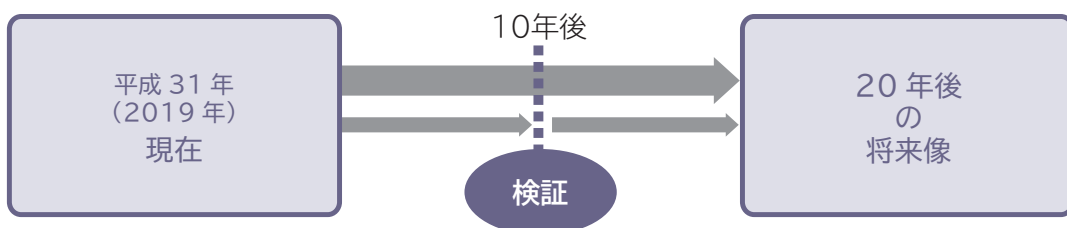
2 本マスタープランの位置付け・役割

本マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に定められた、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するものです。平成 30 年（2018 年）に策定した台東区基本構想のもと、東京都の都市計画に関連する計画にも即し、その他区に関連計画と連携し策定しました。

台東区基本構想に基づき、まちづくりの将来像を示すとともに、その実現に向けた基本的な考え方や取り組みの方向性を示すものです。

3 計画期間

計画期間は概ね 20 年間とし、社会経済状況の変化に対応するため、策定後 10 年経過を目途に検証を行います。



台東区が目指すまちの姿

1 将来像・基本目標と将来イメージ

本マスタープランでは、基本構想と同様の「まちづくりの将来像・基本目標」を掲げるとともに、より具体的な方向性を示す「まちづくりの将来イメージ」を描き、これらの実現に向けたまちづくりを推進します。

■台東区のまちづくりの将来像・基本目標

〈将来像〉

世界に輝く ひとまち たいとう

住む人、働く人、訪れる人、すべての人々は、安全安心で多様性が尊重された社会の中で、希望と活力にあふれ、いきいきと活躍しています。

長い間、積み重ねられてきた歴史や、まちに息づく多彩で粋な文化は、台東区を輝かせる光として、人々の誇りや憧れであり続けています。

台東区は、「ひと」も「まち」も輝くことで、世界中の人々を惹きつけ、ともに更なる活力と魅力を生み出す「世界に輝く ひとまち たいとう」の実現を目指します。

〈基本目標〉

- あらゆる世代が生涯にわたって成長し輝くまちの実現
- いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまちの実現
- 活力にあふれ多彩な魅力が輝くまちの実現
- 誰もが誇りや憧れを抱く安全安心で快適なまちの実現

■台東区のまちづくりの将来イメージ

世界に輝く**魅力**が
あるまち

伝統とチャレンジ
が生み出す**活力**が
あふれるまち

江戸から続く
多様性があるまち

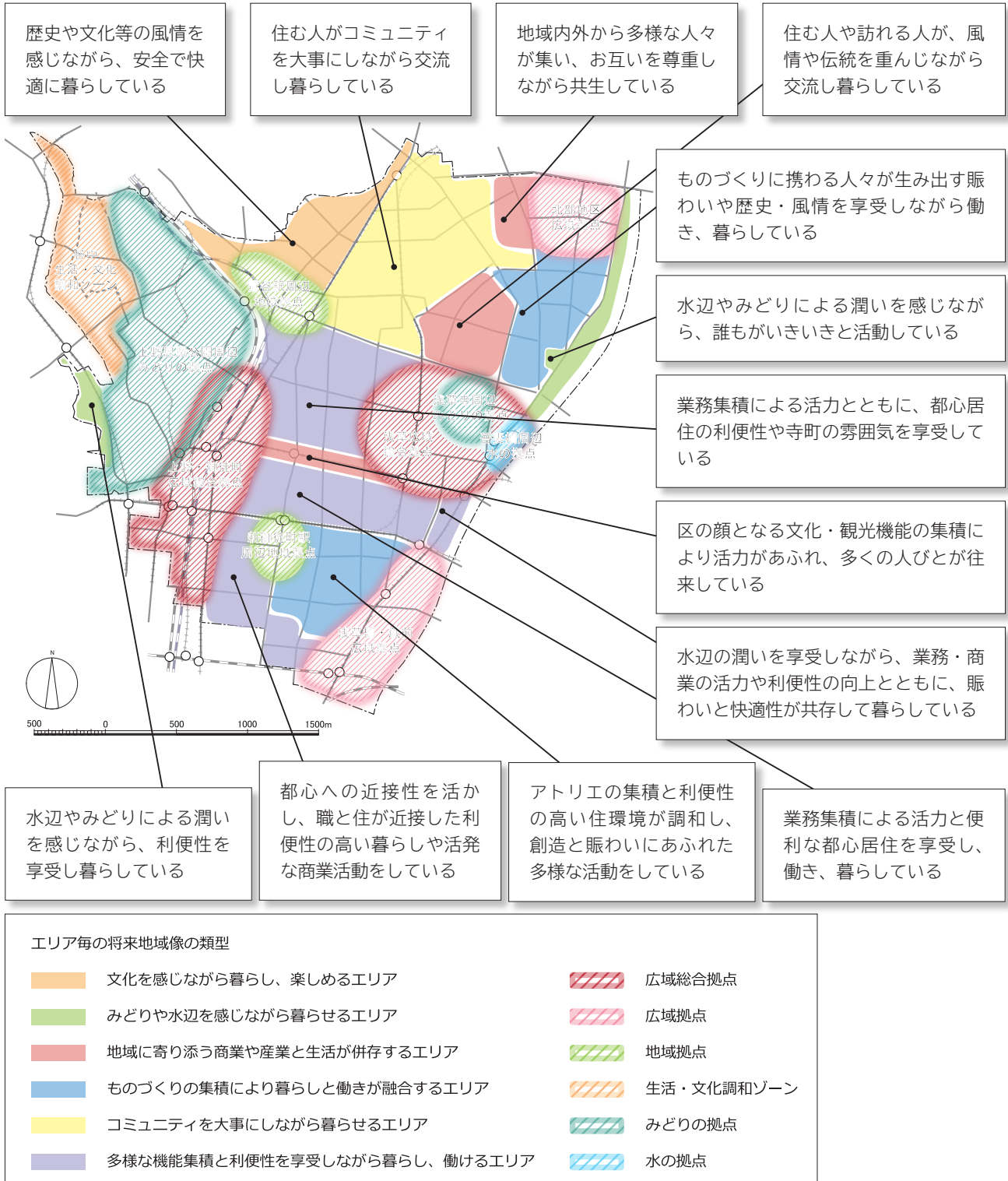
みどりがまちに
溶け込む
快適なまち

いとなみを支える
安全安心なまち

2 将来地域像

台東区のまちづくりの将来像実現のため、それぞれの地域における、ひとのいとなみのビジョン（=将来地域像）を例示し、魅力あるまちづくりを進めます。

■各エリアの将来地域像

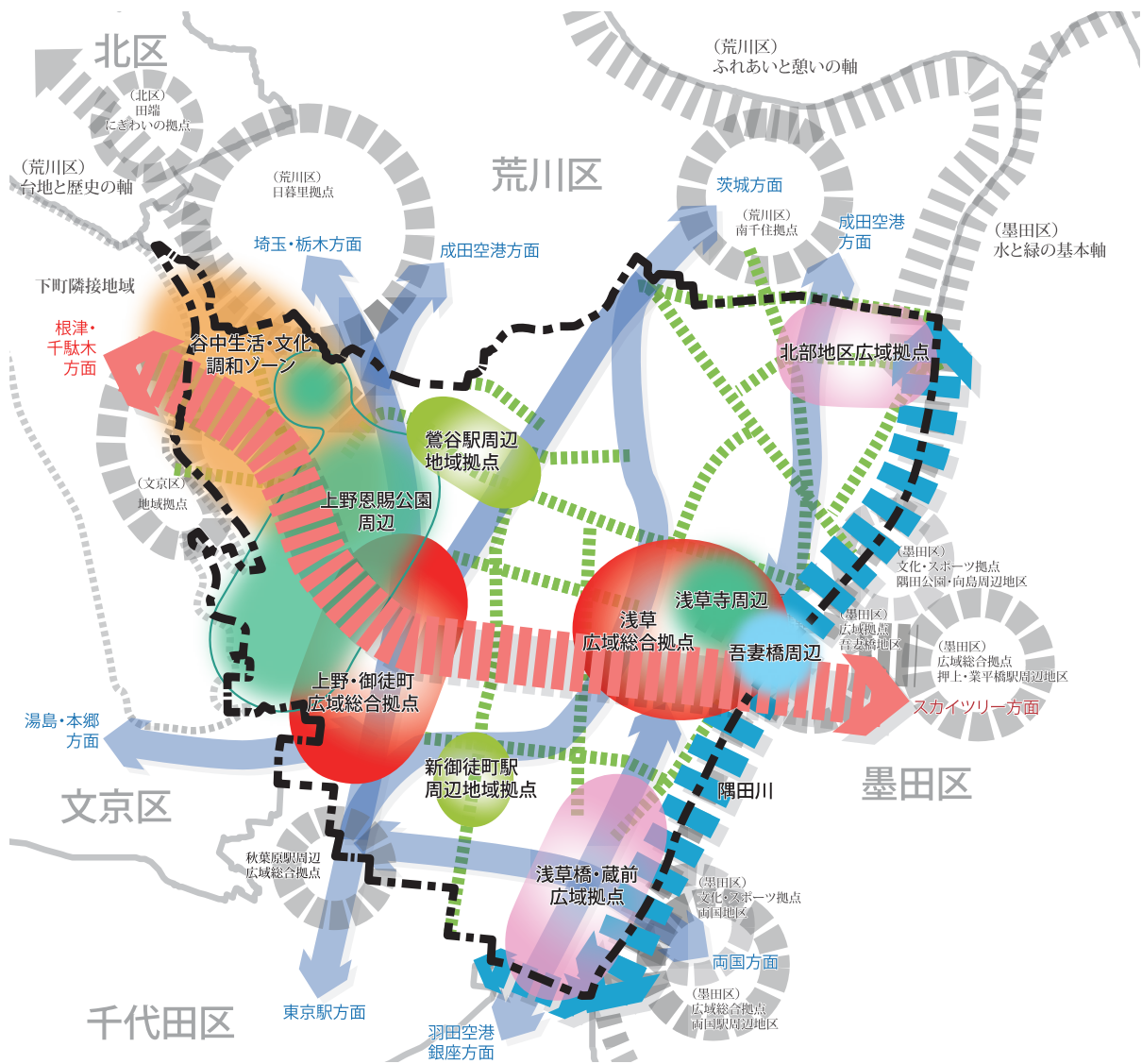


3 都市構造

台東区のまちづくりの将来像実現のため、まちの成り立ちや生活を背景とする地域特性を活かしながら、目指すまちの骨格を明確にし、都市構造の形成に向けたまちづくりを進めます。

都市構造は、区外との広域的な結びつきも考慮し、様々な機能の集積を図る「都市拠点」と、これらの都市機能を連携・連担させ拠点間の交流をさらに促進する「都市軸」に加え、都市の魅力と潤いの集積がある「地域資源」において、多様な魅力に満ちた活動を支える舞台を形成します。

■都市構造図



<p>【都市拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広域総合拠点 ● 広域拠点 ● 地域拠点 	<p>【地域資源】</p> <p>(特徴的な資源の集積)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活・文化調和ゾーン <p>(水とみどり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● みどりの拠点 ● 水の拠点
<p>【都市軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▬▬▬ 広域総合連携軸 ▬▬▬ 広域連携軸 ▬▬▬ 拠点連携軸 	<ul style="list-style-type: none"> ▬▬▬ 水とみどりの連携軸

4 土地利用の方針

台東区のまちづくりの将来像実現のため、まちの成り立ちや生活を背景とする地域の個性を活かしながら、望ましいまちの利用方法（＝土地利用の方針）を明確にし、魅力ある土地利用の誘導に向けたまちづくりを進めます。

〈基本的な考え方〉

- 多様な機能が複合した台東区らしい土地利用の誘導
- 個性ある拠点形成と機能集積による活力のあるまちづくり
- 歴史ある文化・自然資源と一体となった市街地環境の形成
- 安全・安心なまちを実現する土地利用の更新

■土地利用方針図



都市型複合市街地のイメージ



生活・文化調和住宅地のイメージ



基本的な土地利用区分

- 商業・業務地
- 近隣商業地
- 沿道機能集接地
- 都市型複合市街地
- 都市型住宅地
- 生活・文化調和住宅地
- 水・みどり

特色を強化するエリア

- 独創的な賑わいエリア
- 都市機能集積エリア
- 歴史・文化エリア
- ものづくりエリア

分野別まちづくり方針

1 生活・住宅まちづくり方針

《目標》

誰もがいきいきと暮らし続けられるまち

■方針図



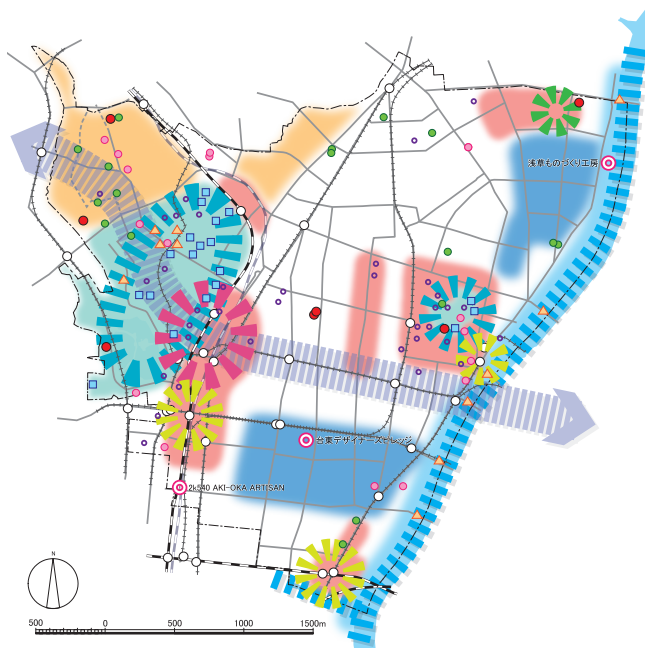
- 凡例
- 歴史・文化資源を活かした落ち着いた生活・住環境の形成を図るエリア
 - 安全性・利便性等の向上による質の高い生活・住環境の形成を図るエリア
 - 多様な機能集積と利便性を重視した生活・住環境の形成を図るエリア
 - 職と住が調和した生活・住環境の形成を図るエリア
 - 商業・業務機能の集積を活かした利便性の高い生活・住環境の形成を図るエリア
 - 主要な公園等
 - みどりや水辺を身近に感じる生活・住環境の形成を図るエリア
 - 主要な公共施設（区役所、区民館等）・医療施設等

2 文化・産業・観光まちづくり方針

《目標》

歴史・賑わいを継承し創造するまち

■方針図



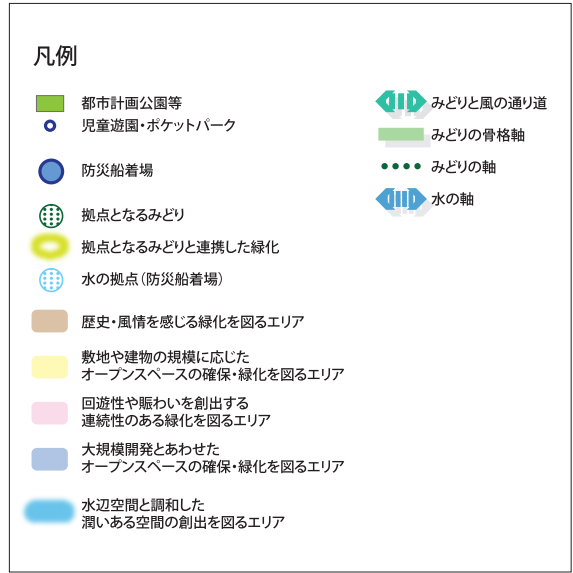
- 凡例
- 国指定重要文化財
 - 国指定史跡・名勝
 - ▲ 都選定歴史的建造物
 - 景観重要建築物
 - 景観重要樹木
 - ものづくりインキュベーション拠点
 - 文化・産業・観光関連施設（上記の位置付けのあるものを除く）
 - 歴史・文化・芸術と連携した拠点の形成
 - 広域拠点等の機能集積・交通結節機能の強化
 - 歴史・文化等を活かした観光魅力の強化
 - 交通・観光等の新たな機能の強化
 - 文化・観光連携軸
 - 舟運の充実・活用
 - 水辺空間の魅力向上
 - 歴史・文化の保全・活用を図るエリア
 - ものづくり文化の育成・発信を図るエリア
 - 商業・観光機能の強化・育成を図るエリア
 - 生活と文化の調和を図るエリア

3 花とみどり・環境まちづくり方針

《目標》

花とみどり・水に囲まれた潤いを感じるまち

■方針図

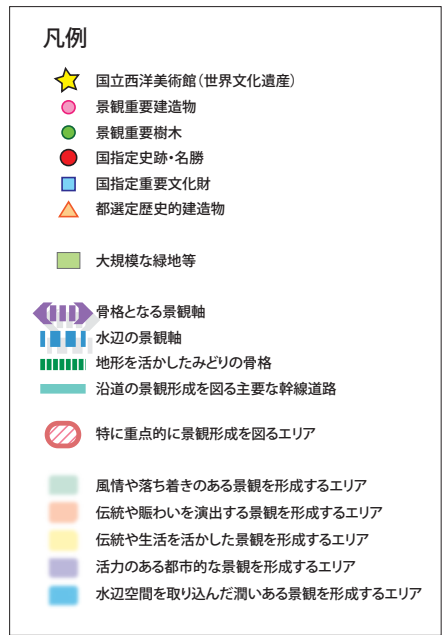


4 景観まちづくり方針

《目標》

個性豊かな街並みが人々の愛着や誇りを生み出すまち

■方針図

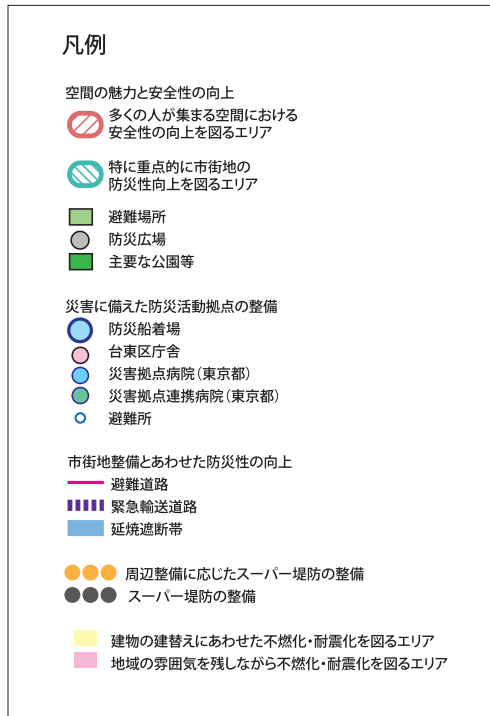


5 防災まちづくり方針

《目標》

様々な災害から生活・文化を守るまち

■方針図

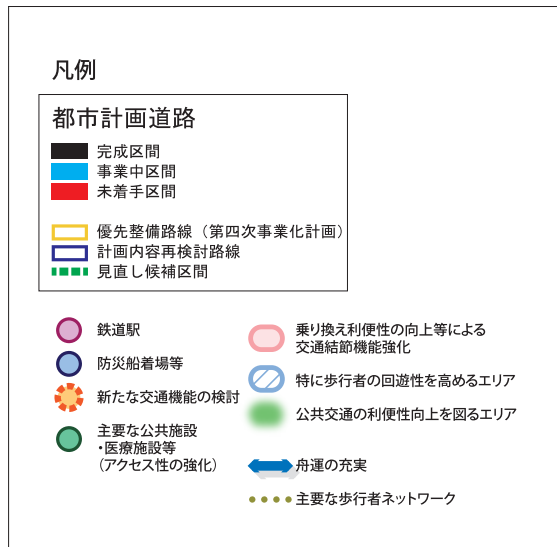


6 道路・交通まちづくり方針

《目標》

多様な人々の活動を支えるまち

■方針図

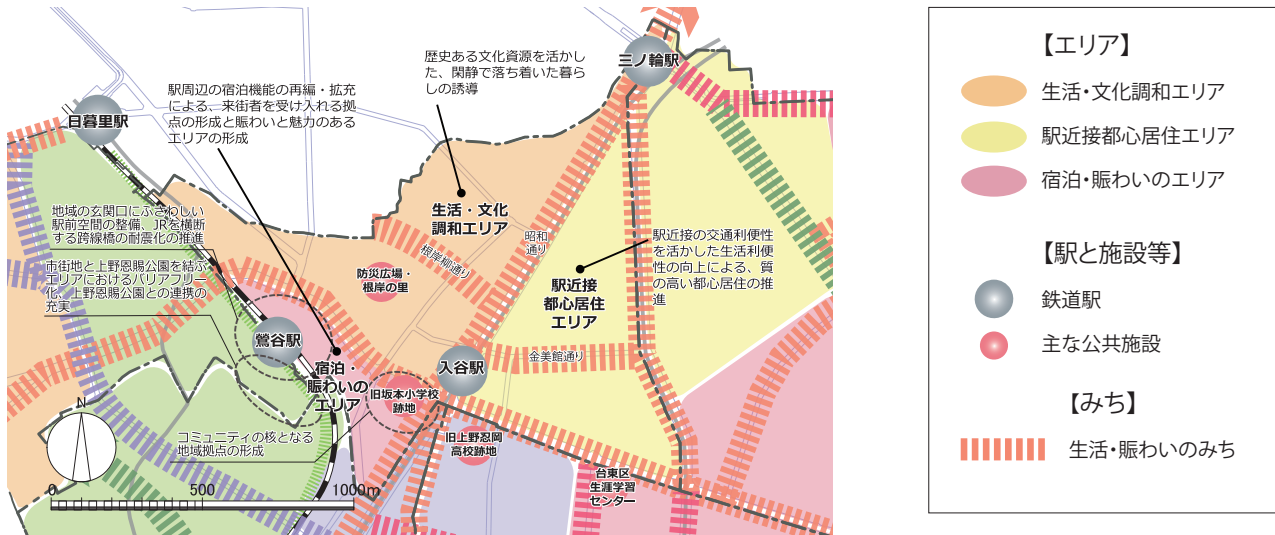


4 根岸・入谷地域

《将来像》

歴史・文化の風情や利便性を享受し
個性豊かに暮らせるまち

■方針図

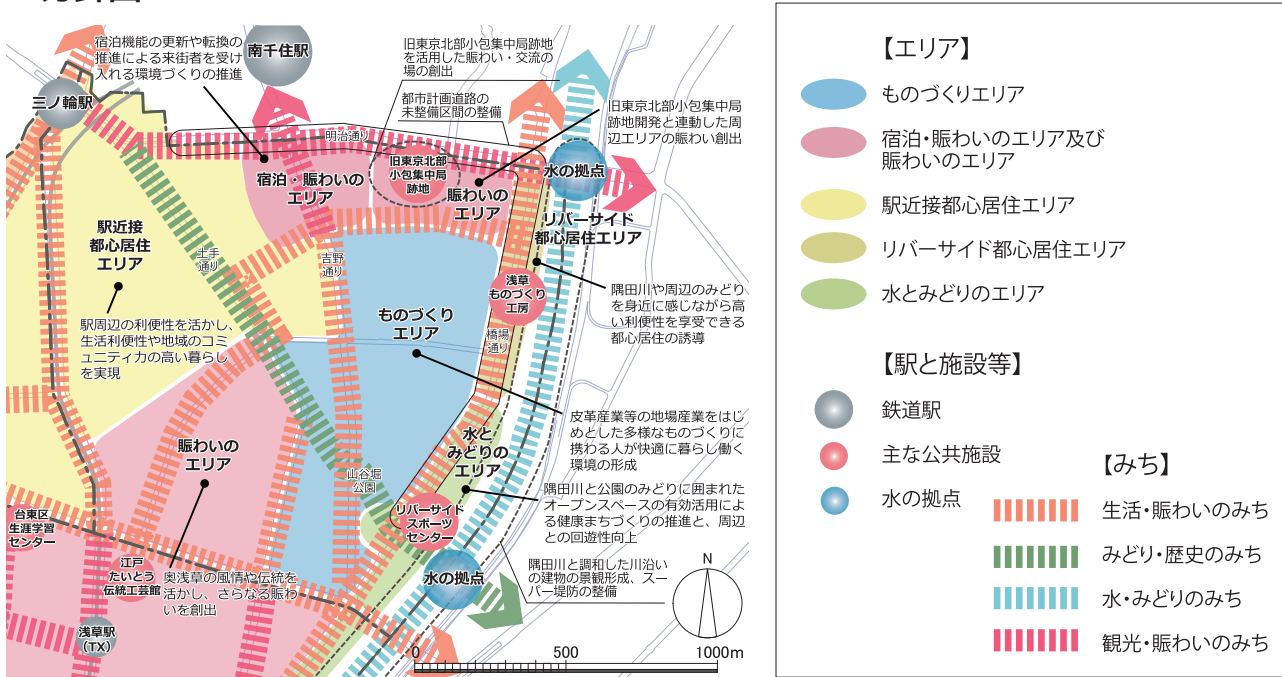


5 北部地域

《将来像》

人々が共生し
住み働き続けられる便利なまち

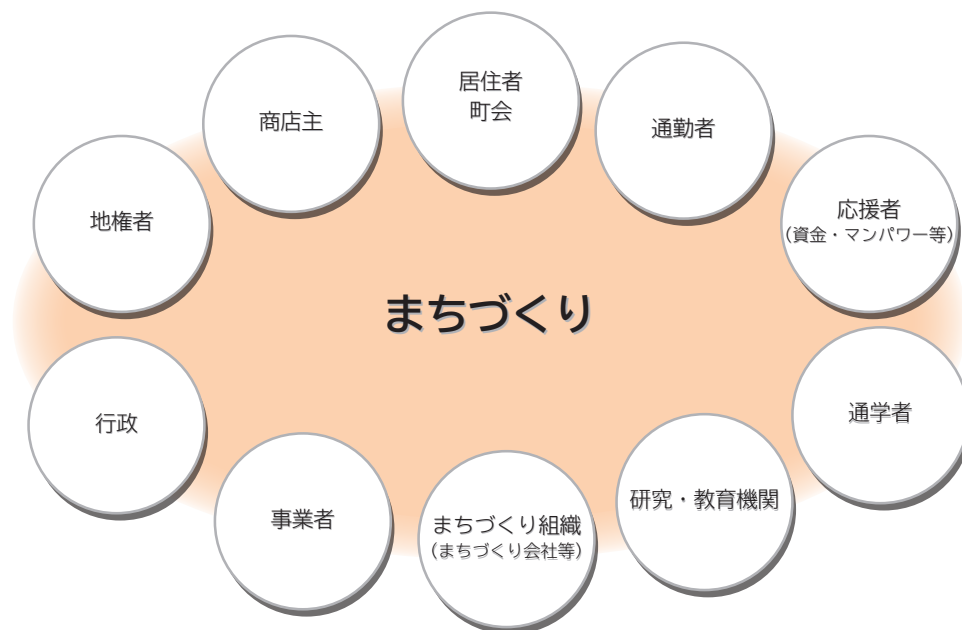
■方針図



まちづくりの実現に向けて

1 協働によるまちづくりの推進

台東区のまちづくりの将来像実現のためには、地域の魅力と活力、そして「自分たちのまちは自分たちの意思でつくる」という意識が必要です。そのためには行政のみではなく、区民や企業等がまちづくりに主体的にかかわり、自分たちのまちを自らつくることにより、ニーズに即し、まちの個性を活かし、愛着を育む、継続的なまちづくりが可能となります。



まちづくりの多様な主体

2 多様な主体による地域まちづくりの推進

- ▷地域ごとのまちづくりの推進
- ▷誰もが取り組みやすいまちづくり
- ▷地域まちづくりの組織化・ルールづくりへの支援
- ▷地域からのまちづくりの提案の促進
- ▷区民・企業等による地域の主体的な取り組みによるマネジメント組織

3 まちづくりに係る制度の積極的な活用

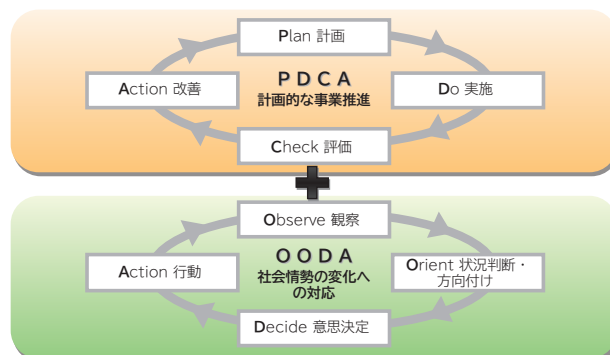
- ▷都市計画制度等の積極的な活用
- ▷個別計画や関連条例・指導要綱等との連携

4 まちづくりに係る情報の収集・共有と人材育成

- ▷開発等の早期把握
- ▷まちづくりに係る情報提供や人材育成の充実

5 都市計画マスタープランの適切な運用・評価・見直し

- ▷都市計画制度等の積極的な活用
- ▷個別計画や関連条例・指導要綱等との連携



6 まちづくり推進重点地区

(1) まちづくり推進重点地区におけるまちづくり

拠点性の向上やまちづくりの課題解決の必要性が高い地区として「まちづくり推進重点地区」を設定し、まちづくり施策を集中的に実施します。これにより効果的な都市施策の実現を図るとともに、地域全体への波及を図ります。

(2) まちづくり推進重点地区における取り組みの方向性

● 開発需要の高い地区

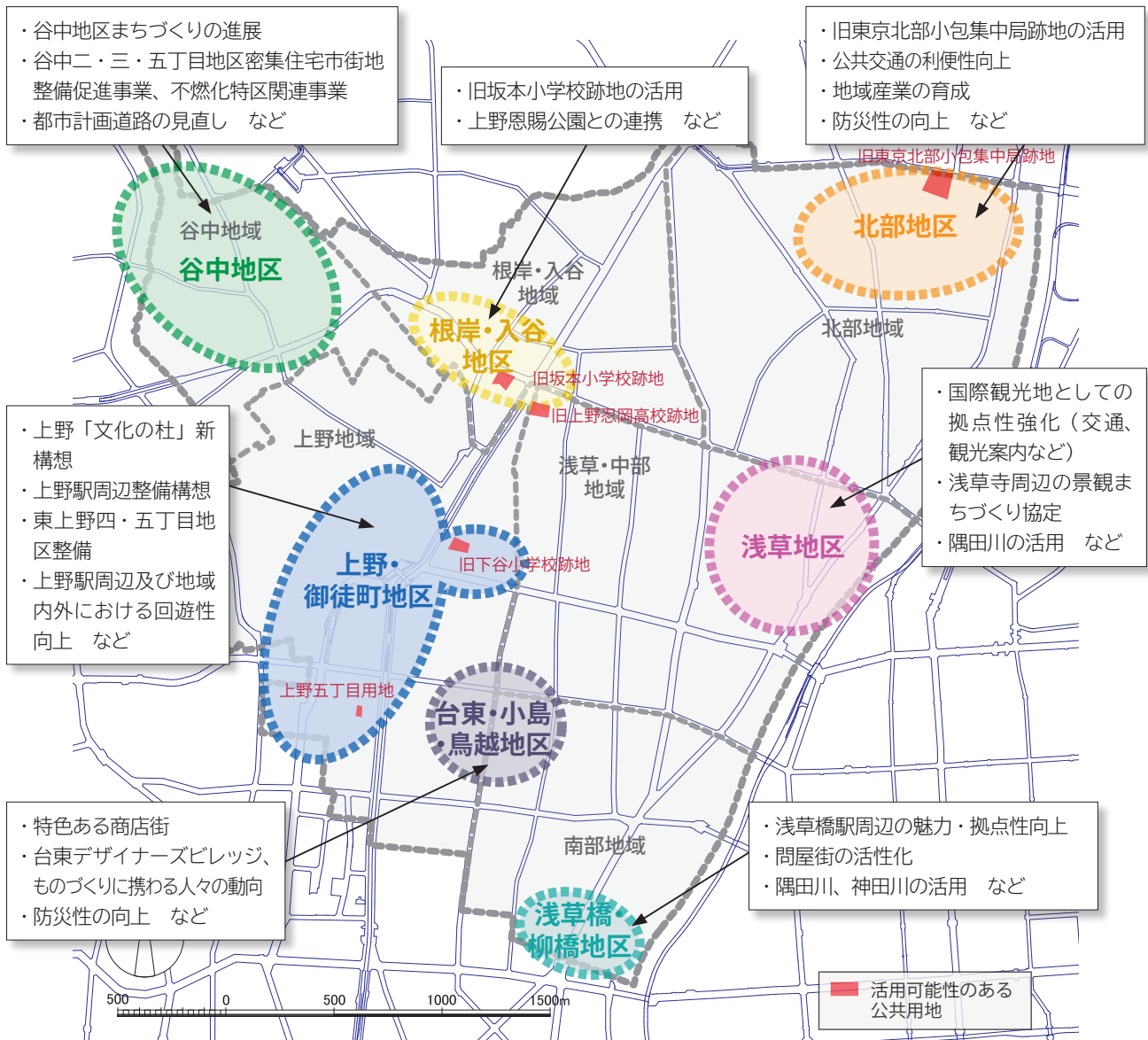
民間事業者によるまちづくりへの積極的な参画を誘導

● 開発需要の低い地区

地権者等の機運醸成に行政が積極的に関わることにより、民間の参画を誘導

まちづくりを進める地区の特性に応じて、行政や民間など、多様な主体によるまちづくりへの関わり方を、地区ごとに検討する必要性

まちづくり推進重点地区



※具体的な重点施策の可能性については、地域の状況に応じて随時見直していきます。



台東区都市計画マスタープラン（概要版）

平成31年3月発行
（平成30年度登録 第93号）

台東区都市づくり部 都市計画課

〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号
電話 03 (5246) 1364 (直通)